

令和5年2月13日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年2月13日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番		8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 7番 甲斐 幸一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】

(基盤、一般・中間管理)

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 それでは、令和4年度第11回高森町農業委員会総会を始めさせていただきます。

14名のうち、13名の出席を確認しましたので、総会の設立を報告いたします。

それでは、まず会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

今日は、足元の悪い中、出席いただきありがとうございます。

天気も、昨日、一昨日と、ここ数日ちょっと暖かい日がありましたが、先月の中旬頃、寒波が来て、とても寒くて、水道の水の凍結とか、大変な目に合った方もおられるかと思えます。

まだ2月です。今週も中旬頃から寒くなるということですので、体調に気をつけて、風邪など引かれないように過ごしてもらえば幸いかなと思っております。

今日の議案は、報告と承認が多いですけど、いろいろと協議する議案も数件ありますので、皆さんと一緒に審議のほど、よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会議規則の第4条によりまして、会長が議長となりますので、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、始めます。

「議第36号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですので、こちらから指名してもよろしいでしょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。それでは、今回は13番委員と、14番委員をお願いいたします。

次、「報告第11号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは農地法第3条の規定による届出ということですので、事務局から説明してもらいます。

事務局 それでは、資料は4ページの報告第3条の3の件でございます。こちらは相続になっております。

まず、番号1、土地の所在、登記地目、現況地目、相続人、被相続人、届出日、斡旋希望につきましては、表記のとおりになっております。

相続による所有権の取得で、補足資料については3ページです。広域農道沿いの農地です。

続きまして、番号2、こちらは議案4ページから6ページまでで、筆数は多いです。

対象農地は6ページまでとなっております。

土地の所在、登記地目、現況地目、相続人、被相続人、届出日、斡旋希望については、以下のとおりです。

補足資料は、4ページから7ページです。

親から子への相続となっております。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは相続という報告ですので、承認いたします。

「報告第12号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】[基盤、一般・中間管理]。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 これは中間管理機構の解約の案件ですので、この件も事務局から

説明してもらいます。

事務局 こちら解約は、報告事項となっておりますので、議案8ページ、
まず1番から説明させていただきます。

こちらは一般の基盤強化法の解約事項です。

借受人、貸出人、土地の所在、解約事由については、貸出人から
の申し出による合意解約となっております。

補足資料は9ページです。

続きまして、番号2、こちらは中間管理の合意解約の案件です。

議案は9ページ番号2で、借受人、貸出人、土地の所在地につい
ては、記載のとおりとなっております。

借受者からの解約申出となっております。

補足資料は10ページで、地番は記載のとおりです。

もともと2筆で契約されてましたが、地籍調査で合筆となったた
め1筆を解約する形の案件でございます。

続きまして、番号3、こちらも中間管理の合意解約です。

議案9ページから10ページです。

借受者から解約申出がありまして、合意の解約となりました。

補足資料については11ページです。

現地は農免道路沿いです。

農免道路を挟んで農地があります。

番号3は後ほど、別の方に貸付をする予定ですので、後ほど中間
管理の案件として報告させていただきます。

続きまして、番号4、こちらと同じ借受人から解約申出です。

議案の10ページで、借受人、貸出人、土地の所在地、解約事由
については記載のとおりです。

補足資料は12ページです。

続きまして、番号5、同じく10ページです。

これも中間管理の合意解約の案件です。

借受人、貸出人、土地の所在地、地目は、記載のとおりです。

解約事由は借受者からの解約申出です。

補足資料については、13ページです。

以上です。

議 長 はい。ただ今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これは報告ですので、このまま承認いたします。

「議第 3 7 号」

事 務 局 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この議第 3 7 号の 1 番は、担当 4 番委員から説明をお願いします。

4 番委員 3 条議案の第 1 は、親から子への贈与であります。

所有権移転の原因は贈与でございます。

補足資料は 1 5 から 1 6 ページ、所有者の名義を変えるということでございます。

ご審議、よろしく申し上げます。

事 務 局 3 条の許可基準についてですが、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などを満たしております。

以上から総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議 長 はい。今、説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

次、2 番。

2 番もまた 4 番委員に説明をよろしく申し上げます。

4 番委員 番号 2 番は、所有権移転、売買でございます。

補足資料の 1 7、1 8 ページを見ていただくと分かりますよう

に、所有者の方が高齢となられ、娘さんのところに行かれたため、その後が耕作放棄地みたいになって、それをどうにかしてほしいとのことでした。

今回、譲受者が、これを買って野菜を植えたいという話が持ち上がったものでございます。

このままにしておくとならば放棄地になる恐れがあるので、売りたいということですので、この案件をよろしくお願いします。

事務局 こちらも3条の許可基準につきましても、申請書及び全部事項証明書などに記載の状況から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などを満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。質問がないということですので、この議案を可決いたします。

「議第38号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。農地法第5条の審議資料の1番、ここの担当委員は6番委員ですので、6番委員から説明をお願いします。

6番委員 農地等の情報は左記のとおり、譲受人が勤務する自動車整備工場において、点検、修理のための顧客の車両を一時的に駐車する駐車場を整備したいということです。

補足資料は、20、21ページとなっておりますので、御確認の上、よろしく審議をお願いします。

事務局 事務局から、5条許可の許可基準について説明させていただきます。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図など添付されており、その内容から一般基準については許可申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

議長 はい。今、説明がありましたが、当該地は、6番委員と私の受け持ち地区との字境のところにありまして、補足資料の21ページを見れば分かります。

ちょうど境が畑の真ん中を横切っているような感じになっています。

ですから、写真に私たち二人で写っています。

字境に2筆に分かれた農地があるというような感じです。

そのところは了承してください。

何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。

「議第39号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案も農用地利用集積計画ということですので、事務局から説明をしていただきます。

事務局 まず、番号1番です。権利の種類は賃貸借権設定、設定を受ける者、設定をする者、土地の所在地、面積、新規・更新の別等は、記載のとおりでございます。

契約期間は5年間です。

10a当たりの単価は記載のとおりです。

全部で7筆ございまして、合計面積は記載のとおりです。

補足資料は23ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、17ページ18ページをお開けいただきたいと思
います。

番号2番と3番は、耕作放棄地の解消利用により、耕作放棄地を
正常な状態に戻したのち、賃貸借権を設定するものです。

番号2番、貸し付けを受ける者と、貸出人、土地の情報等につき
ましては、記載のとおりです。

契約期間が5年間で、10a当たりの単価は記載のとおりです。

補足資料は24ページです。

4筆ありまして、合計面積は記載のとおりです。

番号3番、貸し付けを受ける者と、貸出人、土地の情報等につき
ましては、記載のとおりです。

補足資料は25ページです。1筆です。契約期間、その他につき
ましては、2番と同様でございます。

番号4番です。

4番も賃貸借権の設定です。

利用権設定を受ける者、それから設定する者、土地の情報につき
ましては、記載のとおりです。これも契約期間、10a当たりの単
価も2番と同様です。

全部で5筆です。

合計面積は記載のとおりです。

補足資料は26ページをご覧くださいと思います。

以上です。

議 長 はい。今、説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これは承認ということですので、承認いたします。

次、「議第40号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画(配分)(案)の承認について【中間管理・農地バンク一括方
式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この議案は農用地利用集積計画ということで、農地バンクの議案ですので、事務局から説明をしていただきます。

事 務 局 これは先ほど使用貸借の合意解約をした農地でございます。従いまして、土地の情報等については、先ほどと全く同じですので、ご説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

また、借受者が先ほどの方から新しく、21、22ページの1番と2番に記されている、この方が、農業公社を通して借り受けをしたいというような申し出がっております。

10a当たりの単価は記載のとおりです。

契約期間は10年間ということです。

土地の所有者につきましては、使用貸借契約の解約のときに御説明をしましたので割愛させていただきたいと思えます。

補足資料は、28ページ、29ページのとおりでございます。

以上です。

議 長 はい。今、説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これは承認ということで、承認いたします。

これで今日の議案は全部終わりました。

この後、農地利用最適化推進委員との合同会議もありますので、そちらもよろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。